

障害を理由とした差別と思われる事例の募集について

障害を理由にして、差別を受けたと思われる事例、いやな思いをしたこと、障害者が差別を受けていると思われた事例などがありましたら、お寄せください。

1. 目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

が平成25年6月に制定され、平成28年4月に施行されます。

この法律は民間事業者や行政機関に、障害を理由とする不当な差別的取り

扱いの禁止や、行政機関に障害のある方への配慮の実施(合理的配慮の提供

)などを義務付けています。また障害の有無によって分け隔てられることのない

共生社会を実現していくため、国民の責務として、障害を理由とする差別

の解消の推進に努めなければならないことを定めています。

松戸市では法律の施行に向けて、合理的配慮を行っていく一助とするため、

「障害者差別を受けたと思われる事例」、障害のある方が「あったらいいな」

と思うことや、様々な場面で行われている障害のある方に対する配慮や工夫の

事例を募集することにしました。

寄せられた事例は、障害者差別解消の今後の具体的な取り組みに活用した

と考えています。ご協力をお願いいたします。

2. 募集内容

「障害者差別を受けたと思われる事例」

例：障害があるという理由でアパートを貸してもらえなかった。

「障害のある方への配慮の良い事例」

例：知的障害のある方にわかりやすいようルビをふる。

などを募集します。

3. 募集対象

松戸市内にお住まいの方、松戸市内に通学、通所、通勤されている方

4. 募集期間

平成27年7月15日（水曜日）から8月19日（水曜日）まで

5. 留意事項

- 募集にあたっては、あえて差別の定義をしておりません。ただし、「障害を理由とするもの」に限ります。
障害とは関係がなさそうでも、障害を理由とする差別だと応募者自身が思った事例であれば結構です。
- 事例の内容は、できる限り具体的にお書きください。ただし、個人が特定される情報（住所、氏名など）は書かないでください。
- お寄せいただいた事例への回答は行いませんのでご了承ください。
- 言葉や内容がわからないときや、自分で書けない方は、家族などあなたをよく知っている人や、まわりの人に相談して、お書きください。

6. 応募方法

応募用紙にご記入の上、以下の宛先まで、郵送、FAXまたはEメールでお送りいただくか、各支所、障害福祉課設置の回収ボックスへ入れてください。

じゅうしょ 住所 ゆうびん 〒 271-8588 まつどしねもと 松戸市根本387-5
まつどしふくしちようじゆふしやうがいふくしか じれいほしゅうたんとう
松戸市福祉長寿部 障害福祉課 事例募集担当

ふあつくす FAX 047-366-7613

い-め-る Eメール mcshougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp

【問い合わせ】

まつどしふくしちようじゆふしやうがいふくしか じれいほしゅうたんとう
松戸市福祉長寿部 障害福祉課(事例募集担当)

でんわ 電話 : 047-366-7348

ふあつくす FAX : 047-366-7613

い-め-る Eメール : mcshougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp



しょうがいしゃ きべつ かいしょうほう
の 詳細 は 内閣府 の
ホームページ を ご覧
ください。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>